

建設業労働災害防止協会
の取組状況

《建設業労働災害防止協会》

報告書指摘事項			
報告書全般について		改革への取組状況等	
全 般		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月の正副会長会において、「専門委員会報告書」の全内容について建災防全役員から意見聴取を行うよう指示がなされ、平成24年5月の総代会において「専門委員会報告書」の内容説明及び意見聴取を行うことを提案することが承認。 平成24年5月の総代会において、「専門委員会報告書」に基づく厚労省の要請について報告し、「報告書の指摘事項への対応について」検討を進めることについて承認。 平成24年8月、意見聴取の実施。 平成24年9月の正副会長会・常任理事会において建災防の全役員より「専門委員会報告書」について意見聴取を行っていることを報告。 平成24年11月の全国支部事務局長会議において意見聴取内容の概要等について説明。 平成24年12月、上記報告書に対する意見をふまえ、対応について再聴取を行う予定。 平成25年2月、意見聴取結果を取りまとめ、指摘事項に対する建災防の対応について案を策定予定。 平成25年3月開催の正副会長会・常任理事会・理事会に上記案を上程し次期総代会で承認を得ることについて諮る予定。 平成25年5月の総代会に指摘事項に対する建災防の取組についての議案を上程する予定。 	
組織運営のあり方		改革への取組状況等	
理事数	<p>理事数については、各団体の規模等を勘案し根拠法に想定されている執行機関とすべく、迅速な意志決定を妨げない数(根拠法に定めている理事数が「5人以上」とされていることに鑑み、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会については10人以上、その他の労働災害防止団体については5人)に削減することにより、労働災害防止団体としての効果的かつ持続可能な事業運営に向け、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組が必要である。その際には、地域活動の推進役、組織のまとめ役、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申等の現在の理事が担っている役割についても、別の形で維持されるよう特段の配慮が必要である。</p>	24年11月迄の実績	・報告書の理事数の記載内容について、全役員より意見を聴取。
		24年12月以降の予定	・全役員の見解を踏まえ、理事数について検討。
支部	<p>【中災防】現在支部で行っている業務については、地区安全衛生サービスセンター及び本部で対応することも可能であるから、支部を廃止することとして効率化を図るべきである。</p> <p>【各業種別団体】一つの法人として本部が全ての支部に対して、監査等、本来あるべきガバナンスを徹底するべきである。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託するという形も考えられる。いずれにしても、支部の運営形態について団体において検討がなされるべきである。</p>	24年11月迄の実績	・報告書の支部の記載内容について、全役員より意見を聴取。
		24年12月以降の予定	<ul style="list-style-type: none"> 支部に対する監査について、平成25年1月から計画的に実施予定。 全役員の見解を踏まえ、支部の運営形態について検討。

継続的な事業活動を図るための財務のあり方		時期	改革への取組状況等
会費	労働災害防止団体として必要な事業活動を継続的に行うための団体全体を支える貴重な財源となるよう、これらの会費や会費の使途のあり方について見直すべきである。その際に、会費がどのように使われたのかについて会員に対して公開することや、会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実感できる事業運営の仕組みを構築することも併せて検討することが重要である。	24年11月 迄の実績	・報告書の会費の記載内容について、全役員より意見を聴取。
		24年12月 以降の予定	・全役員の見解を踏まえ、会費及び使途のあり方について検討。
経費節減	業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るべきである。一例を挙げると、広告効果測定を行い、費用対効果の認められない広告は廃止する。刊行物、啓発グッズについては、真に必要と認められるものに厳選し統廃合する。印刷物、OA機器、消耗品等各団体に共通する物品、役務等の調達については、団体毎に行うのではなく一括して調達する等である。	24年11月 迄の実績	・平成23年度から、組織の見直しを図り、人員削減等により人件費を圧縮。 ・図書が発注、物品購入における競争入札、指名競争入札の充実。 ・図書、安全衛生用品で頒布実績の少ないものの在庫処分による保管経費の削減。 ・報告書の経費節減の記載内容について、全役員より意見を聴取。
		24年12月 以降の予定	・全役員の見解を踏まえ、経費節減について検討。
業務運営		時期	改革への取組状況等
目標管理等	団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、これを達成するためには何に取り組まなければならないのか、何を重点とするのか、何を対象にどういった事業を行うべきか等につき、事業計画において具体的な業務目標を設定する等の取組を検討すべきである。 また、事業計画の作成に際しては、産業構造・就業構造・産業現場等の変化、労働災害の発生状況、労働者の健康を巡る状況等総合的に勘案することはもとより、 <u>参与の意見、利用者や潜在的な利用者層の意見や要望等の情報をきめ細かく把握すると共に、実施に際しては、労働災害の発生状況、アンケートによる利用者の評価や意見・要望及びサービス利用の一定期間経過後の労働災害防止効果など、常に事業の成果や課題を把握し、それに基づく事業の改善を図るなど、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を行うことが必要である。</u> さらに、各労働災害防止団体が会員事業場の対して行ったアンケート結果を見ると、事業を活用した有用度については概ね高い評価を得ていることから、今後は、 <u>研修等の各種事業を単にホームページ等で宣伝するに止まらず、それぞれの事業の価値、すなわち利用することで具体的にどのような効果が見込めるのか及び実際に利用した方の評価や感想などを効果的に利用者層に伝えていくこと等により、利用者の拡大を図るべきである。</u> 加えて、会員のニーズへの対応の観点からは、最近では、海外に進出する企業が増加しており、これら企業の海外派遣労働者の労働安全衛生水準向上等のため、諸外国の情報収集及び提供の充実化等についても取り組むことを検討すべきである。	24年11月 迄の実績	・建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第6次建設業労働災害防止5カ年計画）に、具体的災害発生目標件数と重点対策を設定し、平成24年度の事業計画策定に反映。 ・事業の進捗状況については、年度中間に検証を実施。 ・外部有識者で構成する「参与会」において、毎年度の業務状況及び業績の評価を実施。 ・上記参与会の意見を踏まえ、次年度の事業計画の策定に反映。 ・報告書の目標管理等の記載内容について全役員より意見を聴取。
		24年12月 以降の予定	・第12次労働災害防止5ケ年計画を踏まえた目標設定について検討。 ・第7次建設業労働災害防止5カ年計画の検討。 ・平成24年度の事業計画の実施結果に基づき、上記第7次5カ年計画を踏まえた新年度計画案の策定。 ・全役員の見解を踏まえ、目標管理等について検討。

労働災害防止規程	各業種別団体において、各業種を巡る環境の変化等を踏まえ、 <u>適宜、当該規程の見直しを行い必要に応じて変更すること及び、会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを根拠法第37条に基づき構築すること等により、労働災害防止規程の実効性を高めるべきである。</u> 順守を担保する仕組みについては、規程の違反によって発生した労働災害に係る情報に併せて再発防止対策を他の会員にも直ちに公表して同種の災害を防止することや、再発防止のために講習や研修を受講させるなどの取組等が考えられる。	24年11月迄の実績	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害防止規程に係る会員の順守状況を確認し、必要に応じ改善。 支部を通じ、安全指導者に対し労働災害防止規程の順守状況、災害の発生状況から労働災害防止規程の見直しに関する意見を集約。 安全指導者の意見をもとに、労働災害防止規程の変更案について検討。 建設業労働災害防止規程の改定計画を策定し、下記スケジュールに沿って実施。 <ul style="list-style-type: none"> <概要> 平成23年5月 防止規程の見直しについて支部より意見聴取。 平成24年4・9月 第1及び2回検討委員会開催(安全管理士も含めたメンバー)。 平成24年9月 支部事務局に対し、改定案に係る意見聴取。 報告書の労働災害防止規程の記載内容について、全役員より意見を聴取。
		24年12月以降の予定	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、安全衛生専門家(安全管理士等)による労働災害防止規程の指導を続け、順守を担保。 労働災害防止規程の順守状況、労働災害の発生状況等の環境の変化を踏まえた労働災害防止規程の変更について引き続き検討。 <ul style="list-style-type: none"> <概要> 平成24年12月 都道府県支部長に対し、改定案に係る意見聴取。 平成25年2月 第3回検討委員会開催及び団法第40条に基づく学識経験者・関係労働組合からの意見聴取。 平成25年3月 正副会長会・常任理事会・理事会において改定案の説明及び総代会への上程の承認を得る予定。 平成25年5月 総代会において改定案の議案を上程し承認を得る予定。 全役員意見を踏まえ、労働災害防止規程の見直しについて検討。
安全衛生調査研究活動	各労働災害防止団体は、 <u>相互間及び行政機関との労働災害の防止に関する情報の共有化を図るのみならず、(独)労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを積極的に図り、労働災害防止に資する有益な情報について会員をはじめ一般にも発信し、災害防止に一層の貢献を果たすよう取り組むべきである。</u>	24年11月迄の実績	<ul style="list-style-type: none"> (独)労働安全衛生総合研究所や大学病院等の研究結果をもとに、建設現場の意見も踏まえ、具体的かつ効果的な対策について検討。 災害統計、行政通達等の有益な情報は、会報及び協会ホームページを活用して会員等へ発信。 報告書の安全衛生調査研究活動の記載内容について、全役員より意見を聴取。
		24年12月以降の予定	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究成果はマニュアルとして作成し又は既存テキストへ盛り込むなど、会員及び一般向けに研究成果を情報として発信予定。 研究成果は、会報及び協会ホームページを活用して、会員及び一般企業へ情報として発信予定。 全役員意見を踏まえ、安全衛生調査研究活動のあり方について検討。